

保護者様
職員 各位

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する

[すぎの芽会第2次緊急事態宣言]の期間延長について

去る1月14日付けにて第2次緊急事態宣言を発令してから20日間が経過しようとしていますが、皆様のご理解ご協力を頂き法人運営を継続することが出来ました。心より感謝申し上げます。本日、栃木県の緊急事態宣言が解除されることになり一段と安定化に向けて動き出したものと推測します。

しかし、施設を取り巻く状況は未だ厳しいものがあり高齢者、障害者を問わず施設でのクラスター発生の脅威は続いている現状です。基本動作の徹底は日常生活に根付いた感じがしますが、外部から施設への感染持ち込みのリスクは無症状者含めた人の動きで大きく高まると思います。栃木県の周辺地域[東京都・神奈川・埼玉・千葉]では依然として感染拡大が続いており、緊急事態宣言も1ヶ月間の延長が余儀なくされている所です。周辺からのリスクを視野に、当該法人では皆様の安全を確保する為、**令和3年2月8日から令和3年3月7日までの1ヶ月間、緊急事態宣言を延長すること**にしました。

利用者様には引き続き行動制限を強いることとなり心痛むところですが、暖かい春と共に楽しみが来ることを信じ頑張って共に生活して参りますので一層のご理解とご協力をお願い致します。

追伸

1月のデイセンターすぎの芽の感染事象では大きな感染拡大には至らず最小限にて終着することが出来ました。利用者様・保護者様のご協力によるものと改めて御礼申し上げます。今後とも、行動スローガン[感染しない・感染させない・感染を施設に持ち込まない]を基本に[職員による感染持ち込み防止]には徹底した対策を進めて参りたいと思います。

更に精神的にも辛い時期が続きますが、[笑顔と心と基本動作]を念頭に[寄り添う支援]に努力して参りますので宜しくお願い致します。

令和3年2月2日
社会福祉法人すぎの芽会
理事長 藤戸 時一